

原告ら最終準備書面目次

○最終準備書面－第1分冊－ 計100頁

序～本件被害の完全賠償がなされるべきである

第1編 国と東京電力の法的責任

第1章 原子力発電の本質的危険性と福島第一原発事故

第1 福島第一原子力発電所の概要

第2 非常用電源設備の重要性

第3 原発における電源喪失の危険性

第4 福島原発事故の経過

第2章 原子力発電の安全性に関する日本の法体系と多重防護対策の遅れ

第1 はじめに

第2 「国策民営」であった原発推進政策

第3 原子力安全と設計基準事故

第4 原子力発電の安全性に関わる日本の法体系

第5 世界における多重防護対策の進展と日本の遅れ

第3章 原子炉設置許可処分の違法性

第1 福島第一原子力発電所原子炉設置許可処分

第2 原子炉設置許可処分の実態

第3 原子炉設置許可処分は国賠法上違法である

○最終準備書面－第2分冊－ 計274頁

第4章 被告国の規制権限不行使の国家賠償法上の責任

第1 最高裁判例の判断枠組みと考慮要素

第2 規制権限不行使の判断枠組みに関する被告国の「裁量」を重視する主張の誤り

第3 違法性を判断する視点／原子力発電所に対する国の規制権限行使の在り方

第5章 敷地高さを超える津波の予見可能性～総論

第1 はじめに

第2 予見可能性の対象は敷地高さを超える津波であること

第3 予見可能性の程度～被告国が主張するような科学的知見の確立まで求めることは誤りであること

第4 総括

第6章 敷地高さを超える津波の予見可能性を基礎付ける知見

第1 はじめに

- 第2 地震津波に関する基本的知見
- 第3 既往最大の地震津波から想定しうる最大規模の地震津波の考慮が求められていたこと
- 第4 2002年地震調査研究推進本部「長期評価」
- 第5 「長期評価」公表以降にもその信頼性が確認されたこと
- 第6 2002年「長期評価」より敷地高さを超える津波の到来する可能性が示され詳細な津波推計を行うことの必要性が示されたこと
- 第7 2002年時点で可能な2008年推計により具体的に敷地高さを超える津波の予見可能性が裏付けられること
- 第8 総括
- 第7章 被告らの津波の予見可能性に関する主張について
 - 第1 はじめに
 - 第2 7省庁手引き等に基づく「想定しうる最大規模の地震」の検討に対する被告らの抵抗
 - 第3 2002年土木学会「津波評価技術」
 - 第4 2006年中央防災会議・日本海溝等専門調査会による報告～同防災対策の対象の限定が「長期評価」の地震想定を否定するものではないこと
 - 第5 原告らの主張する予見可能性を後知恵とする被告国の主張
 - 第6 津村、松澤、今村各氏の意見書に基づく被告国の主張
 - 第7 総括

○最終準備書面－第3分冊－ 計175頁

- 第8章 本件事故に対する国の結果回避義務・結果回避可能性
 - 第1 はじめに
 - 第2 敷地高さを超える津波による全交流電源喪失の危険とその対策の必要性を基礎付ける知見
 - 第3 被告国が全交流電源喪失を回避するために行使すべき安全規制
 - 第4 被告国の規制権限論についての主張が誤りであること（省令62号が「短時間」に限定したことの不十分性を含む）
 - 第5 被告国の安全規制に基づいて被告東京電力が取るべき具体的な津波防護措置
 - 第6 原告らが主張する具体的な津波防護措置は技術的にも十分可能でありこれらの対策を講じていれば結果回避が可能であったこと
 - 第7 「長期評価」に基づく津波に対しては防潮堤の設置のみが義務づけられそれ以外の津波防護措置は義務づけられないとする被告らの主張に対する反論
 - 第8 2008年推計の津波に対しては敷地南側への防潮堤設置が求められたが本

件津波は東側から遡上したので結果回避できなかったとの被告らの主張に対する反論

第9 岡本意見書等による工学的観点から結果回避措置を取らなくても問題がないとする被告国の主張に対する反論

第10 総括

第9章 規制権限不行使の違法性のまとめ

第1 規制権限不行使の違法性を基礎付けるその他の考慮要素

第2 被告国の主張の誤り（行政指導などの実効性は一切なかったこと等）

第3 結論－被告国の規制権限不行使の著しい怠り

第10章 被告東京電力の過失責任

第1 本件で被告東京電力は民法709条の不法行為責任を負う

第2 被告東京電力の重過失

第11章 被告国の一次的かつ最終的な責任

第1 はじめに

第2 政治主導での原子力開発利用体制の推進

第3 安全神話という情報操作

第4 まとめ

○最終準備書面－第4分冊－ 計140頁

第2編 福島第一原子力発電所事故による被害と損害

第1章 福島第一原子力発電所事故による被害の実相

第1 はじめに

第2 放射性物質による汚染～現在も除染が進んでいないこと

第3 避難者の苦難～現在も避難者の苦難が継続していること

第4 復興が進んでいるとは到底言えないこと

第5 本件事故が未だ収束していないこと

第6 総括

第2章 平穏生活権侵害

第1 はじめに

第2 包括的生活利益としての平穏生活権

第3 現地検証に代わるDVD上映を行ったことの意義

第4 総括

第3章 低線量被ばくの危険性と避難の合理性

第1 はじめに

第2 低線量被ばくの危険性

- 第3 避難の合理性の判断方法
- 第4 リスク認知論
- 第5 総括
- 第4章 完全賠償とは
 - 第1 はじめに
 - 第2 あるべき損害把握
 - 第3 中間指針批判
 - 第4 避難慰謝料
 - 第5 居住用不動産
 - 第6 ふるさと喪失慰謝料
 - 第7 総括

○最終準備書面－第5分冊－ 計323頁

第3編 原告らの被った具体的損害

- 第1 原告番号1
- 第2 原告番号2
- 第3 原告番号3－1, 2
- 第4 原告番号4－1ないし4
- 第5 原告番号5－1, 2
- 第6 原告番号6
- 第7 原告番号7
- 第8 原告番号8
- 第9 原告番号9
- 第10 原告番号10
- 第11 原告番号11
- 第12 原告番号12
- 第13 原告番号13－1, 2
- 第14 原告番号14
- 第15 原告番号15－1ないし5
- 第16 原告番号16
- 第17 原告番号17, 18－2

結び

被告東京電力最終準備書面目次

○損害論に関する主張のまとめ 計54頁

- 第1 はじめに
- 第2 被告東電に対する民法709条に基づく損害賠償請求権が認められないこと
- 第3 中間指針等に定める賠償額の合理性について
- 第4 原告らの本件事故時の居住区域毎の精神的損害について
- 第5 低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見について
- 第6 結語

○過失論に関する主張のまとめ 計89頁

- 第1 はじめに
- 第2 被告東電に対する民法709条に基づく損害賠償請求権が認められないこと
- 第3 本件事故の発生について被告東電に過失がないこと

被告国最終準備書面目次

○最終準備書面 計 514 頁

第 1 本準備書面の構成

第 2 被告国の作為・不作為が違法となる場合について（被告国第 1, 3, 6 準備書面等）

第 3 本件設置許可処分に国賠法 1 条 1 項の違法性が認められないこと（被告国第 1, 6, 8 準備書面等）

第 4 被告国には，原告らが行使すべきであったとする規制権限が認められないこと

第 5 規制権限不行使の違法性が認められないこと（被告国第 1, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 14, 15, 16, 17）

第 6 規制権限不行使の違法性を検討する前提としての予見可能性や結果回避措置の考
え方について（被告国第 1, 5, 7, 9, 10, 17 準備書面等）

第 7 福島第一発電所事故前の科学的知見に照らせば予見可能性が認められないこと
（被告国第 1, 5, 7, 9, 10, 12, 14, 15, 16, 17 準備書面等）

第 8 福島第一発電所事故前の工学的知見に照らしても原告らが主張する結果回避措置
を講ずべき義務が導き出されることにはならず，仮に，結果回避措置を講じたとし
ても本件地震による津波の遡上を防げず，福島第一発電所事故を回避できなかった
こと（被告国第 17 準備書面等）

第 9 規制権限不行使の違法の有無について考慮されるべきその他の事情

第 10 本件訴訟において，原告らが主張する損害が認められないこと（被告国第 11
準備書面等）

第 11 総括

第 12 終わりに（本件訴訟を結審するにあたって）